

非正規雇用労働者待遇改善支援事業における評価項目及びその評価基準について

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

(1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

{	価格点：100点		
	技術点：200点	{	
	創造性、新規性など		100点(評価項目※1)
		価格と同等に評価できる項目	100点(評価項目※2)

(2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 100 \text{点}$$

(3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、0点となっている項目が1項目でもあれば不合格とし、要求要件以上の部分については、評価に応じ得点を与える。

ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

オ 創造性又は新規性の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。

カ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

- (4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

非正規雇用労働者待遇改善支援事業に係る提案書技術審査用紙

採点者氏名 ()

(価格点:技術点=1:2以内、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点(価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点)

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分		
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計
1. 企画書の記載内容	・仕様書記載の事業内容について、全て提案されているか。	/15点		/15点 ※2
2. 事業実施体制				
事業の遂行のための人員等体制	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。	/10点		/10点 ※2
組織の経験・能力	・十分な専門的知識を有しているか。		/15点	/15点 ※2
実績	・過去に事業内容と同様の業務を行ったことがあるか。		/10点	/10点 ※2
3. 事業実施内容				
センターの開設	・仕様書で示している項目を全て網羅しているか。	/10点		/10点 ※2
	・委嘱予定のコンサルタントは、事業実施にあたり必要な専門的知識を有しているか。		/25点	/25点 ※1
	・センターの場所等について、受託者のホームページにおいて効果的に周知広報を行うことが可能か。		/25点	/25点 ※1
セミナーの開催	・仕様書で示している項目を全て網羅しているか。	/10点		/10点 ※2
	・セミナーの開催に関し、その内容及び開催の周知等に、企業、経済団体等を集める工夫はなされているか。		/25点	/25点 ※1
	・開催場所は、参加者の集まりやすい利便性の高い場所となっているか。		/25点	/25点 ※1
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業) <ul style="list-style-type: none"> 1段階目(※1)(認定基準5つのうち1~2つ○):10点 2段階目(※1)(認定基準5つのうち3~4つ○):16点 3段階目(認定基準5つ全て○):20点 行動計画(※2):4点 ※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加算する。			/20点 ※2
その他	・その他、提案内容で創意工夫がなされている等、特筆すべきものがあるか。		/10点	/10点 ※2
	合 計	/45点	/155点	/200点

※1 創造性、新規性など

※2 価格と同等に評価できる項目

合計200点

(注1) 基礎点(必須)項目は最低要件である。1項目でも0点がある場合には、不合格とする。

(注2) 加点(任意)項目は、評価に応じて得点を与える。